

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

建設請負契約において協定事業者が負担すべき額は、次に掲げる算出式により算定します。

$$\text{建設請負契約に基づく負担額} = (\text{設計費} + \text{請負工事費} + \text{材料費} + \text{付随するその他の費用}) \times (1 + \text{貸倒率})$$

- (1) 設計費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において、作業単金は、第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金を適用します。
 $\text{設計費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間}$
- (2) 請負工事費は、次の算出式により算定します。
 $\text{請負工事費} = \text{委託工事費} + \text{委託工事に係る一般管理費} + \text{試験監督等費}$
- ア 委託工事費は、建設請負契約に基づく作業の一部を当社が委託する場合に受託者に対して支払う費用に相当する額とします。
- イ 委託工事に係る一般管理費は、次の算出式により算定します。
 $\text{委託工事に係る一般管理費} = \text{委託工事費} \times \text{一般管理費比率}$
- ウ 試験監督等費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において、作業単金は、第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金を適用します。
 $\text{試験監督等費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間}$
- (3) 材料費は、次の算出式により算定します。
 $\text{材料費} = \text{材料物品費} + \text{材料費に係る一般管理費}$
- ア 材料物品費は、建設請負契約において必要となる材料のうち当社が提供したものに係る費用とします。
- イ 材料費に係る一般管理費は、次の算出式により算定します。
 $\text{材料費に係る一般管理費} = \text{材料物品費} \times \text{一般管理費比率}$
- (4) 付随するその他の費用は、労災保険費（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、建設請負契約に関して当社が納付する労災保険料に相当する額をいいます。）その他建設請負契約に係る作業に必要となる費用とします。
- (5) 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。
- (6) (1)から(4)までの算定に係る比率は、以下によります。

区 分	内 容	
一般管理費比率	0.120	0.116